入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年6月27日

契約担当役

国立大学法人山形大学

小白川キャンパス長　玉手　英利

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　06

○第３号

1　調達内容

⑴　品目分類番号　14

⑵　借入件名及び数量　情報処理用コンピュータシステム　一式

⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。

⑷　借入期間　平成29年２月１日から平成34年１月31日

⑸　借入場所　契約担当役が指定する場所

⑹　入札方法　落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので、提案に係る性能、機能、技術等に関する書類（以下「総合評価のための書類」という。）を提出すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格

⑴　国立大学法人山形大学契約事務取扱規程第５条及び第６条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　国の競争参加資格（全省庁統一資格）において平成28年度に東北地域の「役務の提供等」のＡ又はＢ等級に格付けされている者であること。なお、当該競争参加資格については、平成27年12月24日付け号外政府調達第240号の官報の競争参加者の資格に関する公示の別表に掲げる申請受付窓口において随時受け付けている。

⑶　本公告に示した物品を第三者をして貸付けようとする者にあっては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者、借入物品に係るメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

⑷　契約担当役が定める資格を有する者であること。

⑸　契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

3　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒990―8560 山形市小白川町１―４―12

山形大学小白川キャンパス事務部会計課　佐藤　　聡　電話023―628―4886

⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日から上記３⑴の交付場所にて交付する。

⑶　入札説明会の日時及び場所　平成28年７月４日15時30分　山形大学地域教育文化学部３号館２階入札室

⑷　入札書の受領期限　平成28年８月17日17時00分

⑸　開札の日時及び場所　平成28年９月７日14時00分　山形大学地域教育文化学部３号館２階入札室

4　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。

⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に総合評価のための書類及び本公告に示した物品を貸付けできることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当役から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札説明書による。

⑸　契約書作成の要否　要。

⑹　落札者の決定方法　本公告に示した物品を貸付けできると契約担当役が判断した入札者であって、国立大学法人山形大学契約事務取扱規程第19条第１項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、契約担当役が入札説明書で指定する性能、機能、技術等（以下「性能等」という。）のうち、必須とした項目の最低限の要求要件をすべて満たしている性能等を提案した入札者の中から、契約担当役が入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者を定める。

⑺　手続における交渉の有無　無。

⑻　その他詳細は、入札説明書による。

5　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Hidetoshi Tamate, The Obligating Officer Director-General Director of Kojirakawa Campus, The National University Corporation Yamagata University

⑵　Classification of the products to be procured : 14

⑶　Nature and quantity of the products to be rent : Computer system of Networking and Computing Service Center (NCSC) 1 Set

⑷　Rent period : From 1 February, 2017 through 31 January, 2022

⑸　Rent place : The places specified by the Obligating Officer

⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

A　not come under Article 5 and 6 of the Regulation concerning the Contract for The National University Corporation Yamagata University Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause,

B　have the Grade A or Grade B qualification during fiscal 2016 in the Tohoku area in offer of services for participating in tenders by Single qualification for every ministry and agency,

C　prove to have the ability to rent the products concerned by themselves and by a third party, should the products requested through this notice be rent by a third party, prove to have prepared a system to provide maintenance for the rent products,

D　meet the qualification requirements which The Obligating Officer Director-General,

E　not be currently under a suspension of business order as instructed by The Obligating Officer Director-General.

⑺　Time limit of tender : 17 : 00　17 August, 2016

⑻　Contact point for the notice : Satoshi Sato, Procurement Section, Accounting Division, Department of Kojirakawa Campus Services, Yamagata University, 1―4―12 Kojirakawa-machi Yamagata-shi 990―8560 Japan, TEL 023―628―4886

○第４号

1　調達内容

⑴　品目分類番号　14

⑵　借入件名及び数量　図書館システム　一式

⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。

⑷　借入期間　平成29年２月１日から平成34年１月31日

⑸　借入場所　契約担当役が指定する場所

⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格

⑴　国立大学法人山形大学契約事務取扱規程第５条及び第６条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。